

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日である場合)
(当日起きは、その翌日が休日である場合)

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十四年四月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所
米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- | 目 次 | 次 |
|-------|---------------------------|
| ◇ 告 示 | 土地改良法による換地計画の適否の決定 |
| ◇ 告 示 | 土地改良法による換地計画の決定 |
| ◇ 告 示 | 保安林の指定の解除 |
| ◇ 告 示 | 解除予定の保安林 |
| ◇ 告 示 | 松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画の変更 |
| ◇ 告 示 | 漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同 |
| ◇ 告 示 | 二級建築士試験の実施 |

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、花見東郷地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

昭和五十四年三月三十日付けで米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から申請のあつた三ヶ堰地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、

- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十四年四月二十五日から三十日間
- 三　縦覧に供する場所
東郷町役場
- 四　異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町西一丁目一一六の二
- 二　保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三　解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百八十四号

松くい虫防除特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画を変更したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十四年四月二十五日から三十日間
- 三　縦覧に供する場所
東郷町役場
- 四　異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百八十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一　解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字国坂字小野尻一六二一の一、一六二一の四から一六二一の九まで
- 二　保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三　解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県における松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画

規定に基づき、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、次のとおり実施計画を定める。

1 趣旨

本県の松林は、民有の林野面積 226,900 ヘクタールのうち約 51,000 ヘクタールを占め海岸地帯に幅広く成育しており、杉林に次いで多い。このうち、海岸線の松林は、森林資源上及び環境保全上重要な役割を果たしており、特に、鳥取砂丘を初め砂丘地帯には約 1,000 ヘクタールの海岸砂地造林が実施され、そのほとんどは飛砂防備保安林又は潮害防備保安林に指定され、禁伐、採伐等の施業制限を受けている。

県下の農耕地面積約 47,000 ヘクタールのうち、約 5,300 ヘクタールの海岸沿いの農耕地が、これら松林に保護されて農作物の栽培が可能となつている。

松くい虫が運ぶマツノザイセンチュウによる被害材積は、昭和47年度までは、年間の被害量が50から 100 立方メートルで推移してきたが、昭和48年度から海岸地帯を中心に次の表に示すとおり増加し、特に、昭和53年度に 35,232 立方メートルの被害が発生し、その被害区域面積は 6,643 ヘクタールに及び漸次、山間部へ被害が拡大する傾向にある。被害の程度は、微害地が多いが、激害地及び中害地も見受けられ、このままの状況で推移すれば、今後ますます増大するおそれがある。

このような被害状況でかんがみ、被害区域面積 6,643 ヘクタールのうち 2,528 ヘクタールについては特別防除を、196 ヘクタールについては地上散布による防除を実施し、薬剤による防除が周囲の土地利用により不可能な地域と立木駆除により駆除が可能な地域 3,919 ヘクタールについては、立木駆除を実施することとし、松くい虫防除特別措置法第3条の

松くい虫被害の推移 材積単位: m³

区分	年度	47	48	49	50	51	52	53
被 告 材 積		95 -	520	608	1,196	2,158	5,850	35,232
被 告 区 域 に 含 む 市 町 村 の 数		8	14	17	20	25	29	35

2 松林群ごとの特別防除の計画的な実施に関し必要な事項
(1) 松林群の位置等

松林群 番号	松林群 の名称	所在地 都市町村 (ha)	松林 群の 面積 (ha)	当該松林群に含まれる松林の所在
1-1	岩美の松	岩美	53	1 林班内の松林(ただし、D 小班、E 小班を除く。 2 林班(A 小班～C 小班、G 小班、I 小班に限る。)

10林班 (I 小班に限る。)
11林班内の松林 (ただし、K 小班を除く。)
15林班内の松林
16林班内の松林(ただし、E 小班～G 小班を除く。)
17林班内の松林
83林班内の松林(ただし、E 小班～G 小班を除く。)
84林班内の松林(ただし、D 小班、F 小班を除く。)
1-2 岩美の松

					86林班内の松林(ただし、F小班を除く。)
					87林班内の松林
					88林班内の松林
					89林班内の松林(ただし、D小班を除く。)
					90林班内の松林
					91林班(A小班に限る。)
					103林班(A小班に限る。)
					91林班(F小班～H小班に限る。)
					92林班内の松林(ただし、C小班を除く。)
					93林班(H小班に限る。)
					94林班内の松林(ただし、L小班を除く。)
					95林班内の松林(ただし、B小班、F小班、J小班を除く。)
					96林班(B小班、C小班に限る。)
					97林班内の松林
					98林班内の松林(ただし、A小班～C小班、I小班を除く。)
					109林班内の松林(ただし、B小班、D小班を除く。)
					107林班内の松林(ただし、A小班、B小班、H小班を除く。)
					108林班内の松林(ただし、A小班を除く。)
					114林班内の松林
					48林班(C小班、G小班に限る。)
					49林班内の松林(ただし、A小班を除く。)
3	奥部岩 美の松	岩美 岩美	305		50林班内の松林(ただし、D小班、E小班を除く。)
					82林班内の松林
					105林班(B小班、C小班に限る。)
					124林班内の松林
					126林班内の松林(ただし、C小班、D小班を除く。)
					127林班内の松林
					129林班内の松林
					16林班(D小班～H小班に限る。)
					17林班内の松林(ただし、K小班を除く。)
					149林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)
					150林班内の松林(ただし、A小班、H小班を除く。)
					164林班内の松林
					165林班(A小班～D小班に限る。)
					166林班内の松林(ただし、A小班を除く。)
					(福部村)
					1林班(A小班、C小班に限る。)
					2林班内の松林
					3林班(C小班、E小班に限る。)
					4林班(A小班、B小班に限る。)
					38林班(D小班、G小班、H小班に限る。)
					39林班内の松林(ただし、A小班、B小班を除く。)
					40林班(D小班、E小班に限る。)
					(鳥取市)
					2林班内の松林(ただし、E小班を除く。)
					3林班(G小班～K小班に限る。)

							208林班 (A小班に限る。)	30林班 (D小班～F小班に限る。)
							(大山町)	7林班 (C小班、D小班に限る。)
							55林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)	8林班内の松林
							56林班内の松林	9林班内の松林 (ただし、B小班を除く。)
							57林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)	10林班内の松林 (ただし、A小班、B小班を除く。)
							(淀江町)	11林班内の松林
							1林班内の松林	20林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)
							2林班～O小班を除く。)	21林班内の松林 (ただし、E小班を除く。)
							3林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)	22林班 (A小班～F小班に限る。)
							4林班内の松林	
							5林班内の松林	
							11林班内の松林	
							12林班内の松林	
							13林班内の松林 (ただし、A小班を除く。)	
							14林班内の松林	
							15林班内の松林 (ただし、I小班～L小班を除く。)	
							16林班内の松林	
							17林班内の松林	
							18林班内の松林	
							19林班内の松林 (ただし、A小班、H小班を除く。)	
							27林班 (H小班、K小班～N小班に限る。)	
							28林班内の松林	
							29林班内の松林	
6	大山山ろ くの松	西伯 淀江	800	合 計	2.528			

(2) 松林群ごとの特別防除計画

松林群番号	防除着手年	予定期度	防除完了予定期度	特別防除取扱い		松林群特性区分		被 告 の 状 況		
				①	②	③		激 (ha)	中 (ha)	微 (ha)
1—1	52	55	立木駆除	—	53	—	—	—	—	53
1—2	52	56	立木駆除	—	322	—	53	110	159	
2	54	56	立木駆除	—	170	—	35	48	87	
3	54	56	立木駆除	305	—	—	52	104	149	
4	54	56	立木駆除	240	—	—	11	109	120	
5	52	53	立木駆除	—	217	—	—	5	212	
7	岸本の松	西伯	150							

6	54	56	立木駆除	800	—	—	—	436	364
7	54	55	立木駆除	150	—	—	—	80	70
8	54	56	立木駆除	150	—	—	—	65	85
計			立木駆除	—	—	121	—	—	121
				1,645	762	121	151	957	1,420

(注) 松林群特性区分欄の①とは特別防除を緊急に行わないと松くい虫の被害が著しく拡大すると認められる松林群を②とは森林法第25条第1項又は第2項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い

松林で松くい虫防除特別措置法施行令第2条に定めるものの面積の過半を占める松林群を、③とは、①及び②以外の松林群をいう。

3 松くい虫の薬剤による防除の実施に関し必要な事項

(1) 特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項並びに特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

ア 人家、学校、観光施設等

周辺は、原則として除外区域とし、当該施設に面した区域は、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

イ 道路等の交通機関

早朝に散布して交通に支障をきたさないように努めるが、必要に応じ関係機関の協力を得て、交通規制を行う。

ウ 施設等利用者の集合する場所

に応じ当該施設の管理者の協力を得て、規制を行う。

エ 水源池、浄水場等

周辺は原則として除外区域とする。

オ 魚介類の養殖場等

周辺は除外区域とする。

カ 農地等に悪影響を及ぼすおそれのある箇所

防除の影響のない区域に移動させるか、移動できないものは、薬剤散布中みづばちが巣箱から外に出ないよう措置する。

キ 農作物又は果樹園、桑園、茶園等周辺は、原則として除外区域として、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

収穫期に達しているものは、散布前に収穫する。

ク 蒜舎等

周辺は、原則として除外区域とし、風向及び風速によく注意して飛散しないようにする。

ケ 車両

散布区域及びその周辺にある車両は飛散のおそれのない区域に移動させる等薬剤の影響を受けないよう適切な措置を講ずる。

コ 松林群ごとに特記すべき事項

特記事項なし

(2) 薬剤防除(特別防除を除く。)の実施に関し必要な事項

市町村	薬剤防除(特別防除を除く。)面積 (ha)	松林の所在
岩美町	5	11林班 (K小班に限る。) 83林班 (E小班、F小班に限る。) 102林班 (G小班に限る。)
福部村	28	38林班 (C小班～E小班、I小班に限る。) 39林班 (C小班、D小班に限る。)
鳥取市	20	2林班 (D小班、H小班に限る。) 207林班 (E小班、F小班に限る。) 208林班 (A小班に限る。)
気高町	10	18林班 (C小班、D小班に限る。) 15林班 (A小班に限る。)
泊村	46	1林班 (B小班、C小班に限る。) 2林班 (B小班、F小班、G小班に限る。) 3林班 (A小班に限る。) 4林班 (A小班、B小班に限る。) 5林班 (B小班に限る。) 11林班 (A小班～E小班に限る。) 13林班 (A小班、B小班に限る。)
羽合町	26	1林班 (J小班、K小班に限る。) 2林班 (D小班に限る。) 4林班 (H小班～J小班に限る。)

鳥取県告示第三百八十五号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第一項の規定による申出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月二十四日

鳥取県知事
平
林
鴻

三

鳥入の外
鶴来屋鳥入
壬子鳥入

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により昭和54年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和54年4月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

イ 学科の試験

昭和54年7月20日現在において次の各号の一に該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業し後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36

(3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書に記入すること。

2 受験申込受付期間等

(1) 受験申込受付期間

昭和54年5月14日(月)から昭和54年5月18日(金)まで

(2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

3 試験期日及び時間割

(1) 学科の試験

昭和54年7月21日(土)

9時00分から10時30分まで 建築法規

10時50分から12時20分まで 建築構造

13時10分から14時40分まで 建築計画

15時00分から16時30分まで 建築施工

(2) 建築設計・製図の試験

号)による中等学校において、正規の建築又は土木の関する課程を修めて卒業した後、建築に関する3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(4) 建築に関する7年以上の実務の経験を有する者

ロ 建築設計・製図の試験

学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第85号)第11条の規定により学科の試験を免除された者

450

昭和54年9月9日(日)

12時00分から16時30分まで

4 建築設計製図の課題

「市街地の近郊に建つ店舗（酒類、たばこ）併用住宅（木造二階建て）」

5 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

6 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和54年8月21日(土)にその旨を通知する。

(2) 最終合格者の発表は、昭和54年10月23日(火)に鳥取県公報に公告するとともに合格者にその旨を通知する。

7 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。